

(事務連絡)

令和6年3月21日

大阪府内医師会（政令市等除く※）御中

※除く自治体は、堺市、東大阪市、
高槻市、豊中市、枚方市、八尾市、寝屋川市

大阪府医師会

(公印省略)

令和6年度大阪府先天性風しん症候群対策に係る抗体検査事業にかかる
関係機関への周知について（訂正）

平素は、本会事業の推進に対しまして、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、本年3月18日付で標記通知をご案内したところですが、記載内容に不備がございましたので、下記の通りお知らせ申し上げます（「以外」という文言の記載が抜けておりました）。
なお、ご提出をお願いしたい様式（協力意向確認書）に変更はございません。
貴会におかれましてはご了知の上、取扱医療機関へのご周知をお願い申し上げます。
このたびはお手数をおかけし申し訳ございません。

記

●訂正後

対象者

1 大阪府風しん抗体検査事業の対象者【令和6年4月1日以降の対象者】

政令市・中核市（吹田市を除く）**以外**にお住いの方で、以下のいずれかに該当する方

- (1) 妊娠を希望する女性
- (2) 妊娠を希望する女性の配偶者※
- (3) 妊婦の配偶者※
- (4) 妊娠を希望する女性の同居者
- (5) 妊婦の同居者※

●訂正前

1 大阪府風しん抗体検査事業の対象者【令和6年4月1日以降の対象者】

政令市・中核市（吹田市を除く）にお住いの方で、以下のいずれかに該当する方

- (1) 妊娠を希望する女性
- (2) 妊娠を希望する女性の配偶者※
- (3) 妊婦の配偶者※
- (4) 妊娠を希望する女性の同居者
- (5) 妊婦の同居者※

※昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性は対象外

※配偶者については婚姻関係を問わない。

※同居者については妊娠を希望する女性もしくは妊婦と同じ住所の方が対象。

(ただし、妊婦の同居者については生活空間を同一にする頻度が高い方(例:里帰り先の家族)も対象。)

・大阪府連絡先：大阪府健康医療部感染症対策企画課（06-4397-3267）

・手引き等掲載先（大阪府医師会ホームページ・文書ライブラリ）

<https://www.osaka.med.or.jp/documents/index?id=713&word=>



大阪府医師会地域医療1課

TEL:06-6763-7012

感企第 3186-2 号

令和 6 年 3 月 21 日

一般社団法人 大阪府医師会長 様

大阪府健康医療部保健医療室長

令和 6 年度大阪府風しん抗体検査事業にかかる
関係機関への周知について（訂正）

平素は、本府の健康医療行政にご協力を賜り御礼申し上げます。

標記につきまして、令和 6 年 3 月 18 日付感企第 3186 号で令和 6 年大阪府風しん抗体検査事業に係る周知をさせていただいたところですが、内容に誤りがございましたので、お知らせいたします。

お手数おかけし申し訳ありませんが、改めてご周知の程、よろしくお願いいたします。

記

【訂正箇所】

修正前)

- 1 大阪府風しん抗体検査事業の対象者【令和 6 年 4 月 1 日以降の対象者】
政令市・中核市（吹田市を除く）にお住まいの方で、以下のいずれかに該当する方

修正後)

- 1 大阪府風しん抗体検査事業の対象者【令和 6 年 4 月 1 日以降の対象者】
政令市・中核市（吹田市を除く）以外にお住まいの方で、以下のいずれかに該当する方

大阪府健康医療部保健医療室
感染症対策企画課 企画推進 G 河野
連絡先：06-4397-3549（直通）